

新旧対照表

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年10月6日条例第50号）

改正後	改正前
<p>(禁止)</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>(2)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(禁止)</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 _____ 及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>(2)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。